

○府中市子ども医療費助成条例施行規則

平成5年12月21日

規則第31号

改正	平成6年3月31日規則第9号	平成7年9月28日規則第24号
	平成8年9月20日規則第33号	平成10年8月13日規則第36号
	平成11年8月2日規則第24号	平成11年8月24日規則第26号
	平成12年9月27日規則第48号	平成13年6月1日規則第26号
	平成13年8月27日規則第31号	平成14年9月30日規則第37号
	平成15年4月17日規則第20号	平成16年9月9日規則第32号
	平成17年3月31日規則第17号	平成18年9月28日規則第51号
	平成19年9月28日規則第50号	平成21年6月30日規則第21号
	(題名改正)	
	平成22年9月15日規則第34号	平成25年12月17日規則第58号
	平成26年6月27日規則第20号	平成28年1月22日規則第3号

府中市乳児医療費助成条例施行規則(昭和48年6月府中市規則第24号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、府中市子ども医療費助成条例(昭和48年3月府中市条例第19号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(社会保険各法)

第3条 条例第3条第2号に規定する別に定める社会保険各法とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (4) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- (5) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)

(条例第3条第4号に規定する施設)

第4条 条例第3条第4号に規定する市長が別に定める施設とは、条例第5条第1項に規定する子どもに係る国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設(通所により利用する施設を除き、かつ、当該施設に児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他の法令による措置によらずに入所している者(以下「利用契約入所者」という。)がいる場合は、条例第3条第4号に規定する施設に入所している者から、当該利用契約入所者を除くものとする。)をいう。

(申込み)

第5条 条例第6条の規定による申込みは、医療証交付申込書兼現況届(第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 国民健康保険法又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくは被扶養者であることを証する書類
- (2) 子どもを養育していることを明らかにすることができる書類
- (3) 保護者及び配偶者の前年及び前々年の所得の状況を証する書類

(医療証の交付)

第6条 市長は、前条の申込みを適当であると認めるときは、当該保護者に医療証を交付する。この場合において、乳幼児(6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもをいう。以下この項において同じ。)については乳幼児医療証(第2号様式)を、子ども(乳幼児を除く。)については子ども医療証(第2号様式の2)を交付するものとする。

2 市長は、前条の申込みを適当でないと認めるときは、医療証交付申込却下決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(医療証の有効期限及び更新)

第7条 医療証の有効期限は、毎年9月30日までとし、毎年10月1日に更新するものとする。

(医療証の返還)

第8条 保護者は、その資格を喪失したときは、速やかに医療証を返還しなければならない。

(医療証の再交付)

第9条 保護者は、医療証を破り、汚し、又は失ったときは、医療証再交付申込書(第4号様式)により、医療証の再交付を受けなければならない。

2 医療証を破り、又は汚した場合の再交付の申込みは、当該破り、又は汚した医療証を添えて行うものとする。

3 保護者は、医療証の再交付を受けた後において、失った医療証を発見したときは、速やかに当該発見した医療証を返還しなければならない。

(助成の方法の特例)

第10条 条例第8条第2項に規定する特別な理由とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 国民健康保険法又は社会保険各法により子どもに係る療養費又は療養費に相当する家族療養費が支給されたとき。

(2) 前号に定める場合のほか、市長が特に必要と認めるとき。

2 条例第8条第2項に規定する方法により医療費の助成を受けようとする保護者は、医療助成費支給申込書(第5号様式)により市長に申込みしなければならない。

3 前項の申込書には、第1項の療養費又は家族療養費の支給額を証する書類を添付しなければならない。ただし、市が国民健康保険法による保険者として子どもに係る療養費を支給する場合における申込みについては、この限りでない。

(申込事項の変更届等)

第11条 条例第9条第1項の規定による申込事項の変更の届出は、医療証等申込事項変更(消滅)届(第6号様式)に医療証を添えて行うものとする。

2 条例第9条第2項本文の規定による現況届の提出は、医療証交付申込書兼現況届に保護者の前年の所得を証する書類を添えて行うものとする。

3 条例第9条第3項本文の規定による届出は、第三者行為による傷病届(第7号様式)により行うものとする。

(受給資格消滅の通知)

第12条 市長は、保護者が条例第3条に規定する資格要件に該当しなくなつたと認めるときは、医療助成費受給資格消滅通知書(第8号様式)により、当該保護者又は保護者であつた者に通知するものとする。ただし、当該保護者が死亡した場合は、この限りでない。

(損害賠償の請求権の譲渡)

第13条 条例第11条第1項の規定による損害賠償の請求権の譲渡は、子ども医療費助成制度に係る債権譲渡届(第9号様式)を市長に提出することにより行うものとする。

(添付書類の免除)

第14条 市長は、医療証交付申込書又は医療証等申込事項変更(消滅)届に添付する書類により証明すべき事項を、公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を免除することができる。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成6年1月1日から施行する。

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(府中市子ども医療費助成条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

5 この規則の施行の際、第4条による改正前の府中市子ども医療費助成条例施行規則第1号様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。